

第93回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年1月28日（金）

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 香川県広域集団接種センターの設置・運営について
4. その他

香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
1月27日現在	1月26日現在	1月27日現在	1月26日現在
1791人	1619人	766人	691人

1月 累積新規感染者数		12月 累積新規感染者数
1月27日現在	1月26日現在	
2873人	2531人	3人

指 標		1月27日現在	1月26日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	37.1% <入院患者98人/病床264床>	37.5% <入院患者99人/病床264床>
	② 〃 (重症確保病床使用率)	6.7% <重症者数2人/病床30床>	3.3% <重症者数1人/病床30床>
	③療養者数(対人口10万人)	10万人当たり 233.8人 <2222人[入院109人、宿泊療養等2113人]>	10万人当たり 212.4人 <2018人[入院106人、宿泊療養等1912人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 188.5人 <直近1週間(1/21~1/27)1791人>	10万人当たり 170.4人 <直近1週間(1/20~1/26)1619人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

感染拡大防止対策期（1月13日～2月13日）

資料2 - 1

令和4年1月28日改訂

香川県

まん延防止等重点措置

<期間>

令和4(2022)年1月21日(金)

～

令和4(2022)年2月13日(日)

実施内容

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項等により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

※特措法第31条の6

まん延防止等重点措置に係る措置区域の県民・事業者への感染防止の協力要請等

※第24条第9項

県民・事業者への感染防止の協力要請等

措置区域

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町、綾川町、まんのう町（8市8町）

期間

令和4年1月21日(金)～2月13日(日)

※綾川町、まんのう町は、令和4年1月25日(火)～2月13日(日)

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスク（不織布マスクを推奨）の着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底するよう協力要請
 - 【別添1】（省略）：人の接触を8割減らす10のポイント
（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
 - 【別添2】（省略）：新しい生活様式（生活スタイル）の実践例
（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議、一部改正）
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
 - 【別添3】（省略）：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう協力要請
（対象者全員検査を受けた場合を除く）
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
 - 【別添4】（省略）：業種別ガイドライン

●県民への協力要請②【法第24条第9項】

- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添5】（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 感染リスク高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う
【別添6】（省略）：感染リスクが高まる「5つの場面」及び感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫
（令和2年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

●**県民への要請**【法第31条の6第2項】

措置区域

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請

●**県外から本県に来県される皆様への働きかけ**

香川県以外の地域

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認するよう働きかけ

●事業者への協力要請①【法第24条第9項】

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添4】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添7】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添8】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添9】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 事業所に関する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組みを行うよう協力要請
- 職場に出勤する場合、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを強力に推進するよう協力要請
- クラスター発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

●事業者への協力要請②【法第24条第9項】

香川県全域

- ・ 県民生活・県内経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう協力要請
- ・ 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- ・ 飲食店における同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※ 認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した会食は除く

●事業者への要請【法第31条の6第1項】

措置区域

- ・ 飲食店に対し、営業時間の短縮を要請
- ・ 飲食店に対し、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないよう要請
- ・ 政令で定めるまん延を防止するために必要な措置（※）を実施するよう要請
（※）「入場をする者の整理等」、「入場をする者に対するマスクの着用の周知」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」、「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」、など

飲食店への営業時間短縮の第9次要請（対象区域の追加） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

1 実施期間(要請期間) 令和4年1月21日(金) 午前0時 ～ 2月13日(日) 午後12時

2 対象区域(8市6町)

高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市
土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	琴平町	多度津町		

【対象区域の追加】

1 実施期間(要請期間) 令和4年1月25日(火) 午前0時 ～ 2月13日(日) 午後12時

2 対象区域(2町)

綾川町	まんのう町
-----	-------

3 根拠 特措法第31条の6第1項、第24条第9項

4 対象 対象区域(8市8町)において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗
 ✓ 小売りを営業主体とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く

5 要請の内容

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
要請の内容	✓ 夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮の要請		
	✓ 営業時間は、午前5時から午後9時までに限る	✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る	✓ 営業時間は、午前5時から午後8時までに限る
	✓ 『酒類の提供』は午後8時まで	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請	✓ 『酒類の提供(客の店内持込みを含む)を行わない』よう要請
	→ 『認証店』については、上記の何れかを継続して選択することを可能とする		—
	✓ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請 (認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く)		

飲食店を経営されている皆様には、9度目の要請となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。8

香川県営業時間短縮協力金（第9次・対象区域の追加） ～まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加～

※第9次要請について、準備期間を考慮し、遅くとも1月24日（月）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。
 → 1月25日（火）から対象区域の追加となる「綾川町」・「まんのう町」については、準備期間を考慮し、遅くとも1月28日（金）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金支払いの対象となります。
 ※“一日”でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんので、ご注意ください。
 ※『認証店』については、時短営業の内容を選択制としており、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いします。

対象店舗	かがわ安心飲食店認証制度の『認証店』		『非認証店』
時短営業の内容	営業時間・午前5時から午後9時まで 酒類提供・午後8時まで	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）	営業時間・午前5時から午後8時まで 酒類提供・行わない（店内持込みを含む）
協力金の内容	※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。	※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合は、対象となりません。
	＜中小企業＞ 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に応じて		
	2.5万円～7.5万円 ・1日当たりの売上高が8万3,333円以下 →一律2万5千円/日を支払い ・1日当たりの売上高が8万3,333円超 →1日当たりの売上高×0.3 （上限7万5千円/日）	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律3万円/日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高×0.4 （上限10万円/日）	3万円～10万円 ・1日当たりの売上高が7万5千円以下 →一律3万円/日を支払い ・1日当たりの売上高が7万5千円超 →1日当たりの売上高×0.4 （上限10万円/日）
	＜大企業＞ ※中小企業においてもこの方式を選択可		
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日又は前年度若しくは前々年度1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日	前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額の4割 →上限20万円/日	

※申請受付要項は、2月下旬に公表します。
 ※申請店舗の外観・内観の写真（営業している事実、店休日、時短営業・感染防止対策等の事実が確認できるもの）が必要となります。

香川県営業時間短縮協力金（第9次・対象区域の追加）～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第9次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、2月下旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も
令和4年1月21日（金）から2月13日（日）までの間（対象区域の追加となる「綾川町」・「まんのう町」については、1月25日（火）から2月13日までの間）、
 営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける、要請対象の飲食店の皆様へ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。（大企業は対象となりません。）

高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	観音寺市	さぬき市	東かがわ市	三豊市
土庄町	小豆島町	三木町	宇多津町	琴平町	多度津町	綾川町	まんのう町

の飲食店 定額 30万円（10日分）

（認証店が午後9時までの時短を選択する場合、12日分）

申請対象 ※以下の全てを満たす方が対象です。

- ✓ 1月21日～2月13日（綾川町・まんのう町は1月25日～2月13日）の時短等要請に全面的にご協力いただける事業者
 →準備期間を考慮し、遅くとも1月24日（綾川町・まんのう町は1月28日）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金の対象となります
- ✓ 第1次～第8次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
- ✓ 第9次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
- ✓ 売上高方式で申請すること（売上高減少額方式は選択できません）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】 時短要請	第1次 4/7～4/20	第2次 4/28～5/11	第3次 5/12～5/31	第4次 6/1～6/14	第5次 8/7～8/19	第6次 8/20～9/12	第7次 8/27～9/12	第8次 9/13～9/30	第9次 1/21～2/13 (追加) 1/25～2/13	本申請受付
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間	24日間 10(12)日分	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間	24日間「7市6町」 (20日間)「追加・2町」 10(12)日分	

↑
いずれかの営業時間短縮協力金の受給実績あり
前払い金の対象

※早期一部支払い制度の詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、2月上旬に公表します。
 ※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、前払い金は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。

政令で定めるまん延を防止するために必要な措置を実施する対象施設

種類	対象施設例（※その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるもの）
劇場等	劇場、観覧場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園 等
運動施設 及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、バッティング練習場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、スポーツクラブ、パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、個室付浴場業に係る公衆浴場 等
物品販売業 を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、その他大規模施設内で物品販売業を営む店舗 等 （生活必需物資を除く [※] ）
サービス業 を営む店舗	スーパー銭湯、サウナ、その他大規模施設内でサービス業を営む店舗 等 （生活必需サービスを除く [※] ）

※ 生活必需物資・サービスは、食品、医薬品、医療機器その他の衛生用品、燃料、衣料品、くつ、化粧品、家電製品、理美容、クリーニング、学習塾、医療等

● イベント等の開催【法第24条第9項】

香川県全域

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請
【別添10】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

● 県有施設等における対応

香川県全域

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開館・開園する。
- 特に県内外から多くの集客が見込まれる県有施設の貸館予約（※）については、新規分の受付を停止する。
※ 栗林公園、県立ミュージアム
- 対策期間における県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施する。

●県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、在宅勤務の活用や休暇取得の促進等による出勤者数の削減や、時差出勤等による接触機会の低減に取り組む。

※別紙 2、別紙 4 が変更になり、本文の内容に変更はありません。

令和 4 年 1 月 2 8 日

イベント等の開催に係る留意事項について
(イベントに関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和 4 年 1 月 2 1 日 (金) から同年 2 月 1 3 日 (日) までの間

※ 令和 4 年 1 月 2 0 日 (木) までにチケットが販売されたイベントについては、同日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、適用期間以降、開催制限を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(できるだけ 2 m、最低 1 m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

※ 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管することとする。

ただし、上記 2 の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント (大声なし) を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000 人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

4 感染防止安全計画の策定・提出

(1) 対象

大声なしの5,000人超のイベント

(2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は20,000人とする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

なお、安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添10：イベント等の開催に係る留意事項

省略

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年1月25日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その3)」(令和4年1月25日付け事務連絡)

※ 提出時には、イベントのチラシや計画書等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

別紙 2

感染防止安全計画

1. 開催概要

※ 「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率(上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	----- いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)	
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
ワクチン・検査パッケージ制度等の活用	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和 <input type="checkbox"/> まん延防止等重点措置区域：人数上限 20,000 人を収容定員まで緩和 <hr/> <input type="checkbox"/> ワクチン・検査パッケージ制度 (P9 に内容を記載) <input type="checkbox"/> 対象者全員検査 (P10 に内容を記載) ※ 緊急事態措置区域等となった場合には、活用できない場合もあります。	
その他特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

③換気の徹底

<チェック項目>

- 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底

<具体的な対策>

<記載項目（例）>

- 各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施
 - 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気計画の策定。
 - CO2 測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。
 - 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日付け事務連絡）を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

「ワクチン接種歴」及び「検査結果」のいずれも対象としている。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「ワクチン接種歴」及び「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

5～6は、該当する場合のみ記載してください。

5. 対象者全員計画に関する実施計画

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日付け事務連絡）を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

6. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

項 目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大声を「観客等が、㉗通常よりも大きな声量で、㉘反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
<p>③換気の徹底</p>	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<p><input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p><input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p><input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p><input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する <ul style="list-style-type: none"> *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <ul style="list-style-type: none"> *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

都道府県等においては、本事務連絡等のイベントの開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和4年1月25日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の4第3項に基づき、新たに、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県において、まん延防止等重点措置を令和4年1月27日から同年2月20日まで実施するとともに、広島県、山口県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2月20日まで延長する旨の公示等を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにも留意されたい。

記

1. イベントの開催制限

(1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)1)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要

事務連絡
令和4年1月25日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その3）

令和4年1月19日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更され、別途定めたワクチン・検査パッケージ制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」という。ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨等については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を参照されたい。）を、原則として、当面適用しないこととし、対象者（イベント開催等において定められた人数上限（緊急事態措置区域においては10,000人、まん延防止等重点措置区域である都道府県全域においては20,000人）を超える範囲の入場者）に対する全員検査（以下「対象者全員検査」という。対象者全員検査については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日事務連絡）等を参照されたい。）を実施した場合に制限緩和をする（ただし、まん延防止等重点措置区域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、制限緩和をすることも可能とする。）との方向性が示された。

各都道府県並びに各府省庁においては、基本的対処方針及び本事務連絡等を踏まえ、対応をお願いしたい。

以下、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用して制限緩和を行う場合の留意事項をお示しする。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、イベント開催時に必要な感染防止策の項目等について変更があり得ることに留意されたい。

1. 安全計画について

（1）概要（別紙1を参照）

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベン

香川県広域集団接種センターの設置・運営について

◇目的

新型コロナウイルスワクチン追加接種を促進するため、県が広域集団接種センターを設置・運営し、各市町における接種と並行して追加接種を実施する。

◇実施内容

- ・ 接種期間：3月22日（火）から4月11日（月）までの3週間（毎日）
- ・ 接種回数：720回／日（5,040回／週）
- ・ 接種人数：約15,000人
- ・ 対象者：前回の県広域集団接種センターの対象者（高齢者・障害者施設等の従事者、小・中・高等学校等の教職員、保育所、こども園等の職員、警察官、高校3年生、妊婦等）に加え、その他の一般の方からも募集する。
- ・ 会場：調整中
- ・ 使用するワクチン：武田／モデルナ社ワクチン

学校における対応について

学校における感染拡大防止を図るため、部活動について、1月29日～2月13日の間、下記のとおり対応する旨を県立学校長に通知する。

また、市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた対策を図るよう依頼する。

○部活動について

【実施の可否】

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	<u>×</u> ※
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	×
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	

※大会等への参加が決まっている部活動に限り、平日2時間、休業日3時間以内の活動を可とし、それ以外は活動を行わないこととする。